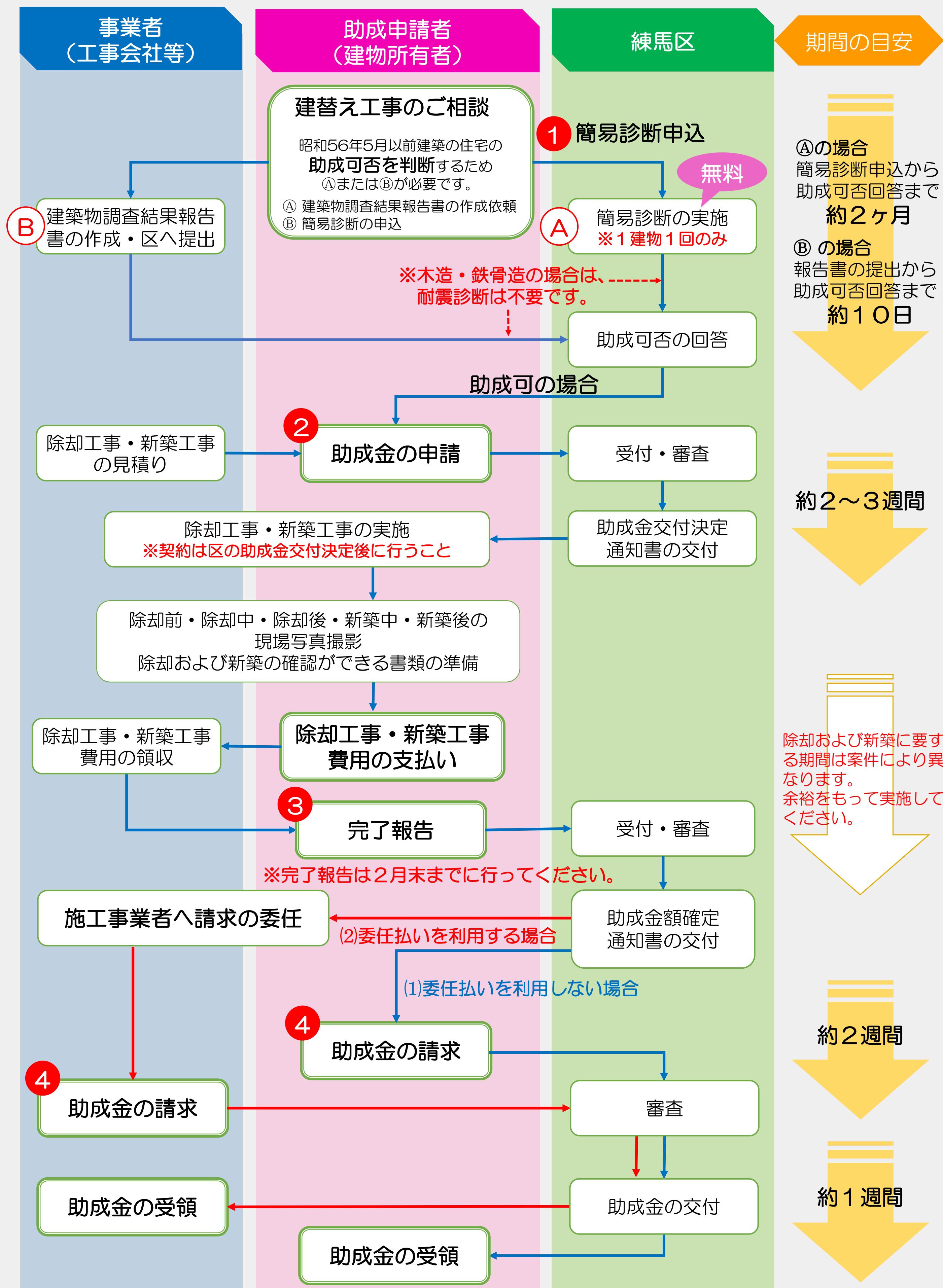


【住宅】建替え（除却工事および新築工事が対象）工事助成の流れ（木造・鉄骨造）



【住宅】建替え（除却工事および新築工事が対象）工事助成申請の必要書類

①簡易診断申込で必要な手続

簡易耐震診断の申込み方法

練馬区役所1階、15階および各区民事務所にあるパンフレット「建築物に係る耐震支援制度の手引き」に添付された申込ハガキでお申込みください。

②助成金の申請で必要な書類

チェック	提出する書類
共通	
<input type="checkbox"/>	耐震化促進事業助成金交付申請書（第5号様式）
<input type="checkbox"/>	簡易耐震診断結果報告書もしくは建築物調査結果報告書の写し
<input type="checkbox"/>	建築物の所有者であることを証明する書類
<input type="checkbox"/>	<p>除却後の新築建物を以下の建物とすることについての同意書 【準防火地域の場合】 ・東京都建築安全条例第7条の3 第2項に規定する構造物とすること（新たな防火規制） ・住宅とすること ・土砂災害特別警戒区域内に存するものでなく、省エネ基準に適合すること 【準防火地域以外の場合】 ・住宅とすること ・土砂災害特別警戒区域内に存するものでなく、省エネ基準に適合すること ※住宅とは戸建住宅、長屋、共同住宅（階数・規模等による条件があります）</p>
<input type="checkbox"/>	工程表（除却工事から新築工事に要する期間がわかる書類）
<input type="checkbox"/>	<p>見積書（除却工事費用・新築工事費用の見積り）の写し ※既存建物所有者または既存建物所有者の2親等以内の親族宛てのもの</p>
<input type="checkbox"/>	<p>納税証明書等（区税等を滞納していないことを確認できる書類） ・個人の場合は個人住民税 ・法人の場合は法人住民税 →練馬区に納付している個人は提出不要</p>
該当する場合のみ	
<input type="checkbox"/>	<p>【既存建物の所有者に共有者がいる場合】 ※代表者が申請してください ・共有者が確認できる書類 ・共有者の同意書</p>
<input type="checkbox"/>	<p>【相続等で所有権が移転していない場合】 ・遺産分割協議書 ・相続人全員の同意書 など</p>
<input type="checkbox"/>	<p>【助成条件に違反是正や道路後退等がある場合】 ・念書 ・是正内容を示す図面等</p>
<input type="checkbox"/>	<p>【既存建物の所有者と除却工事や新築工事の契約者が異なる場合】 ①助成金の申請、請求および受領が代表で交付申請を行う者についての同意書 ②申請者や契約者が建築物所有者の2親等以内の親族であることを証明する書類（戸籍謄本等）の写し</p>

補足（既存建物の所有者と除却工事や新築工事を行うものが異なる場合の必要書類）

契約		申請者	
除却工事	新築工事	既存建物所有者	2親等以内の親族
既存建物所有者	既存建物所有者	→ 申請可（①②不要）	申請不可
既存建物所有者	2親等以内の親族	→ 申請可 ①（2親等以内の親族の同意書）	申請可 ①（既存建物所有者の同意書）
2親等以内の親族	2親等以内の親族	→ および②が必要	および②が必要

【住宅】建替え（除却工事および新築工事が対象）工事助成申請の必要書類

③完了報告で必要な書類

チェック	提出する書類
<input type="checkbox"/>	耐震化促進事業完了実績報告書（第15号様式）
<input type="checkbox"/>	領収書等（除却工事費用・新築工事費用の支払いを証する書類）の原本および写し →原本は返却します ※既存建物所有者または既存建物所有者の2親等以内の親族宛てのもの 【委任払いを利用する場合】 助成額を差し引いた残りの金額がわかる領収書や請求書等（除却工事費用・新築工事費用の経費を証する書類）の原本および写しの提出も可能
<input type="checkbox"/>	契約書や注文書・請書等（除却工事契約・新築工事契約を証する書類）の写し ※申請者と事業者の契約書
<input type="checkbox"/>	除却を確認できる書類の写し (建築取扱証明書・滅失登記・閉鎖登記事項証明書) ※いずれか1部
<input type="checkbox"/>	除却前、除却中、除却後、新築中、新築後の現場状況が確認できる写真
<input type="checkbox"/>	確認済証・確認申請書（第3・4面）・検査済証の写し
<input type="checkbox"/>	除却後の新築建物が省エネ基準に適合することが分かる書類の写し
<input type="checkbox"/>	耐震化促進事業助成金交付決定通知書（第6号様式）の写し

④助成金の請求で必要な書類

チェック	提出する書類
<input type="checkbox"/>	請求書（口座振替依頼欄付）
<input type="checkbox"/>	【委任払いを利用する場合】※1 ・耐震化促進事業助成金受領委任届（第17号様式）

※1 委任払いとは

助成金の請求を事業者に委任することで、事業者が代理で助成金を受領する仕組みです。

この仕組みを利用することで、申請者は、工事費等と助成金の差額（自己負担分）のみを事業者に支払うことになり、事前の費用負担が軽減されます。

例）工事費等300万円、助成金100万円の場合

